



金沢市公報

第 2 4 9 2 号

平成17年(2005年)8月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
平成17年8月12日付けで専決処分した平成17年度金沢市一般会計補正予算の要領の公表について (財 政 課)	1
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	2
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (地域保健課)	2
公 告	
金沢市農業振興地域整備計画の変更について (農林総務課)	2
新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について (環境総務課)	2
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課)	3
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	3

教育委員会告示	
平成13年教育委員会告示第5号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (教育総務課)	4
選挙管理委員会告示	
平成17年9月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会)	4
平成17年9月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (")	5
農業委員会告示	
第578回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局)	5
第1回金沢市農業委員会農政振興部会の招集について (")	5

告 示

●金沢市告示第251号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成17年8月12日付けで専決処分した平成17年度金沢市一般会計補正予算(第2号)の要領を次のとおり公表します。

平成17年8月22日

金沢市長 山 出 保

平成17年度金沢市一般会計補正予算(第2号)

平成17年度金沢市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,643,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 県 支 出 金		4,182,740 千円	118,800 千円	4,301,540 千円
	3. 委 託 金	907,025	118,800	1,025,825
歳 入	合 計	155,524,926	118,800	155,643,726

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		12,804,095 千円	118,800 千円	12,922,895 千円
	4. 選挙費	175,803	118,800	294,603
歳出	合計	155,524,926	118,800	155,643,726

●金沢市告示第252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年8月22日

金沢市長 山 出 保

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大友町町会	代表者の氏名 及び住所	直 義 則 金沢市大友1丁目57番地	奥 村 徳 二 金沢市大友1丁目83番地	平成17年4月1日

●金沢市告示第253号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年8月22日

金沢市長 山 出 保

名称	所在地	開設者	指定年月日
わせだクリニック	金沢市安江町11番14号	早稲田 勝 治	平成17年8月1日

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢市農業振興地域整備計画を平成17年8月8日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢市農業振興地域整備計画書を金沢市産業局農林部農林総務課において縦覧に供します。

平成17年8月22日

金沢市長 山 出 保

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第202条第1項の規定により新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価方法書を作成したので、同条例第204条の規定により次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書を公衆の縦覧に供します。

なお、当該環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、金沢市長に対し、意見書の提出により意見を述べるすることができます。

平成17年8月22日

金沢市長 山 出 保

1 事業者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 金沢市
- (2) 住所 金沢市広坂1丁目1番1号
- (3) 代表者の氏名 金沢市長 山出 保

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 新廃棄物埋立場建設事業
- (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理

施設の設置

- (3) 規模 埋立処分の用に供される場所の面積 14.1ヘクタール
- 3 対象事業実施区域
金沢市中山町、戸室新保地内 外
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
金沢市
- 5 方法書の縦覧の期間、時間及び場所
 - (1) 期間 平成17年8月22日から同年9月21日まで
ただし、下記の縦覧の場所のうち、金沢市戸室リサイクルプラザにおいては、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日）を除き、その他の縦覧の場所においては、土曜日、日曜日及び休日を除く。
 - (2) 時間 午前9時から午後5時まで
 - (3) 場所 石川県環境安全部環境政策課（金沢市鞍月1丁目1番地）
金沢市環境局環境総務課（金沢市広坂1丁目1番1号）
金沢市戸室リサイクルプラザ（金沢市戸室新保八604番地）
金沢市東部クリーンセンター（金沢市鳴和台357番地）
金沢市環境局環境保全課（金沢市西念3丁目4番25号）
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 平成17年10月5日まで
 - (2) 提出先 金沢市環境局環境総務課。ただし、縦覧の期間内においては、当該縦覧場所において提出することができます。
 - (3) 提出方法 持参。ただし、金沢市環境局環境総務課あてに郵送で提出することもできます（平成17年10月5日必着）。
 - (4) 意見書に記載すべき事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成17年8月22日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
66	株式会社 北陸ネオ	富山市黒瀬66番地1	平成17年8月2日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置（変更）を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年8月22日

金沢市長 山 出 保

新たに指定した道路の位置等

指定年月日	道 路 の 位 置			
	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成17年8月8日	金沢市久安3丁目77番1先	金沢市久安3丁目77番5先	5.00	29.42

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第16号

平成13年教育委員会告示第5号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成17年8月22日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

第1項の表中

金沢市立夕日寺小学校 屋内運動場
594平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
3脚
平常のまま開放する。
6,020円
23,232円
24,602円
599円

を

金沢市立夕日寺小学校 屋内運動場
736.12平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
3脚
平常のまま開放する。
6,020円
23,232円
24,602円
599円

に改める。

第4項第2号の表中

金沢市押野公民館ホール
148.5平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
5脚
平常のまま開放する。
6,020円
23,232円
24,602円
599円

を

金沢市押野公民館ホール	金沢市田上公民館講堂
148.5平方メートル	94.87平方メートル
常設電灯による点灯	常設電灯による点灯
1個	
1脚	20脚
5脚	90脚
平常のまま開放する。	平常のまま開放する。
6,020円	6,020円
23,232円	23,232円
24,602円	24,602円
599円	599円

に改める。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第42号

平成17年9月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたと、同条第2項の規定により告示します。

平成17年8月22日

金沢市選挙管理委員会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成17年9月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第43号

平成17年9月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所は、次のとおりです。

平成17年8月22日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成17年9月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第16号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第578回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年8月22日

金沢市農業委員会

農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成17年8月26日午後3時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定にする許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

●金沢市農業委員会告示第17号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第1回金沢市農業委員会農政振興部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年8月22日

金沢市農業委員会

農政振興部会長 米 澤 邦 明

1 日時

平成17年8月26日午後4時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

金沢市農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

平成17年(2005年)8月22日 印刷
平成17年(2005年)8月22日 発行

定価 120円

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄